

京都府丹後地域にお住まいの方へ

京都弁護士会では、宮津市内、京丹後市大宮町内に

丹後法律相談センターを設置し、

与謝野町内に**与謝野相談所**を

開設しています。

この相談センターの 特徴

- ①1回の相談時間は**40分**で、ゆっくりとご相談いただけます。
- ②相談を担当した**弁護士**に継続相談をしていただくこともできますし、**直接受任**を依頼することもできます。
- ③相談は有料(5,400円)ですが、**法テラス**の指定相談場所となっており、**収入等が一定額以下の方は無料**でご相談いただくことができます(ただし、同一案件3回まで)。
- ④いずれの相談所も週1回開催しているので、緊急時もすぐにご相談いただけます。
- ⑤弁護士会が設置する相談センターですので、**安心**してご相談いただけます。

弁護士って こんなことも相談できるの!?

これって
だまされているの?

となりの犬に
かまれたよ!

この土地は誰の土地?

事業を
立て直したい...

自転車にひかれて
ケガをした!

親の借金、返さないと
いけないの?

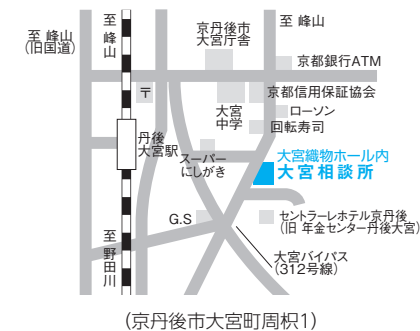
いつも夫に
なぐられる!

職場でいじめに
あっている...



大宮相談所

相談日:毎週金曜 12:30~15:50



(京丹後市大宮町周沢1)

宮津相談所

相談日:第1・3・5水曜 12:00~15:20



(宮津市字鶴賀2164)

与謝野相談所

相談日:第2・4水曜 13:20~16:40



(与謝郡与謝野町字岩滝2271)

大宮相談所では、毎月第1金曜に交通事故無料相談も行っています。

きっとある あなたを支える 法と智慧



京都弁護士会 丹後法律相談センター (法テラス指定相談場所)

予約・受付専用電話 **予約優先**です。まずお電話ください。

■詳細はWEBでチェック!

京都弁護士会

検索

受付:月~金曜 午前9時~午後5時(年末年始・休祝日はお休みです)

TEL.0772-68-3080

※「電話相談」は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

QRコードで簡単アクセス

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。
京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。



2016年4月～2017年3月の相談日は、 下記カレンダーのとおりです。

相談日の前日までに
予約をお願いします。

なお、当日でも空きがあれば
ご相談いただけますので、
お電話にてお問合せください。

いずれの相談所も、収入や資産が一定額以下の方は、法テラスの無料相談がご利用いただけます（法テラス指定相談場所）。
収入や資産の要件については、下記の利用要件をご参照ください。

■大宮相談所 相談日(○の日は交通事故無料相談日) ■宮津相談所 相談日 ■与謝野相談所 相談日

2016年

4月

日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	⑥	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	③	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	⑤	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	②	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	⑦	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	④	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	②	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2017年

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	⑥	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	③	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	③	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

*色文字の日は、丹後センターはお休みです。

法テラスの無料相談(民事法律扶助)利用要件

法テラスの無料相談を利用する場合は、下記の(1)収入要件、(2)資産要件の両方の要件を満たす必要があります。
詳しくは法テラスのホームページをご参照いただくか、丹後法律相談センターへお問合せください。

		単身者	2人家族	3人家族	4人家族
(1)収入	月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安	182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下
	家賃・住宅ローンを負担している場合の加算限度額(上記月収の目安に加算)	41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

*5人家族以上は、1人増につき30,000円が加算されます。医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

(2)資産	現金・預貯金の合計	180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下
-------	-----------	---------	---------	---------	---------

*5人家族以上は、4人家族と同額です。医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額を控除することができます。